

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 久保工業株式会社 クボコウギョウカブシキガイシャ

住所 大阪府富田林市山中田町1丁目14番25号

代表者氏名 フリガナ 久保 光夫 クボ ミツオ

電話番号 0721-25-2595

FAX番号 0721-25-2593

メールアドレス kubo_kogyo@true.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

久保工業株式会社

大阪府富田林市山中田町1丁目14番25号

代表取締役 久保光夫



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	クボ コウギョウカブシキガイシャ 久保工業株式会社		
住 所	大阪府富田林市山中田町1丁目14番25号		
フリガナ 代表者の氏名	クボ ミツオ 久保 光夫		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員(減員)	取締役 久保楠治郎		平成33年11月25日
役員(減員)	取締役 久保キヌエ		平成33年11月26日
役員(減員)	監査役 久保初子		平成33年11月26日
役員(増員)		取締役 久保初子	平成33年11月26日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

久保工業株式会社
大阪府富田林市山中田町1丁目14番25号
代表取締役 久保光夫



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府富田林市山中田町一丁目14番25号
久保工業株式会社

会社法人等番号	1201-01-030818	
商号	久保水道工業株式会社	
	久保工業株式会社	昭和54年 9月22日変更
本店	大阪府富田林市大字山中田164番地の1	
	大阪府富田林市山中田町一丁目14番25号	平成1年 8月28日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和46年5月8日	
目的	1. 各種配管工事並びに冷暖房設備・衛生設備工事の請負 2. ポンプ、厨房設備並びに衛生器具の販売 3. 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業 4. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成22年11月13日変更 平成22年11月15日登記	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 9万6000株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月18日登記	
資本金の額	金4800万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を得なければならない。ただし、株主間の譲渡及び当会社の役員または従業員を譲受人とする譲渡は当会社の承認があったものとみなす。 平成18年11月25日変更 平成18年11月28日登記	

役員に関する事項	取締役 <u>久保光夫</u>	平成18年11月25日重任
		平成18年11月28日登記
	取締役 久保光夫	平成28年11月25日重任
		平成29年4月24日登記
	取締役 <u>久保初子</u>	平成18年11月25日就任
		平成18年11月28日登記
	取締役 久保初子	平成28年11月25日重任
		平成29年4月24日登記
	大阪府富田林市山中田町二丁目7番8号 代表取締役 <u>久保光夫</u>	平成18年11月25日重任
		平成18年11月28日登記
		平成28年11月25日重任
		平成29年4月24日登記
支店	1 大阪府南河内郡河南町大字白木1393番地の4	平成24年3月27日移転
		平成24年3月28日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年7月15日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和2年6月24日

大阪法務局富田林支局
登記官

大 仲 秀 美

